

占用に係る道路法と電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例について

道路局路政課道路利用調整室

栗本係員

坂上さん、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。

坂上係員

あけましておめでとう。今年もよろしくね。年末年始は実家に帰るって言ってたけど、実家では楽しいお正月が過ごせた？

栗本係員

はい。散々食べて飲んで、おかげで正月太りで服がきついですけどね……。あと、初詣に行きました。近所に有名な神社があるんですよ。子供のころからよく行っているんですが、周りには古い街並みが残っていて雰囲気がいいので、昔からお気に入りの場所なんですよ。

坂上係員

あら、栗本くんから街並みがいいなんて聞くのは意外ね。古い街並みになんかには興味がないタイプかと思ってたわ。

栗本係員

失礼なあ。風情の分かる男ですよ。そう言えば、その場所で気になったのが、電線ですよ。せっかく情緒ある街並みなのに、電線と電柱がその雰囲気の邪魔をされていて。個人的にはあそこもぜひ電線共同溝の整備をして欲しいものです。あっ、でもあの道は、車も歩行者もあまり通行量が多くないし、道幅もしっかりあるから、きっとダメですね。電線共同溝法（電線共同溝法の整備等に関する特別措置法）では、電線共同溝を整備すべき道路として指定できるのは、景観の整備が必要なだけでなく、円滑な交通の確保を図る必要がある道路ですもんね（資料1参照）。電線共同溝の整備は無理そうです。

坂上係員

電線共同溝法で電線共同溝を整備すべき道路として指定する要件はそのとおりね。栗本くんもなかなかやるじゃない。でも、円滑な交通の確保を図る必要があると言えない道路だとしても、電線共同溝の整備ができる可能性はあるのよ。

栗本係員

えっ、そうなんですか！？どうやってでしょうか？そんなの、電線共同溝法上の要件を無視するしか方法はないんじゃないか……。

坂上係員

そんなことはないわよ。ちゃんと法律に基づいて整備できるわよ。景観法を読んだことはなかったかしら？景観法にその可能性が書かれてあるわよ。

栗本係員

景観法ですか？聞いたことはありますが、読んだことはなかったです。読んでみます！

(数分後)

栗本係員

坂上さん、分かりましたよ。景観法に電線共同溝法の特例があるんですね。

坂上係員

そのとおり。それで、どういう規定があるかしら？

栗本係員

順を追って説明すると、まず、都道府県等の景観行政団体は、良好な景観の形成に関する計画である「景観計画」という計画を定めることができます。景観計画には、道路法の道路のうち良好な景観の形成に重要なものの整備に関する事項として必要なことを定めることとなります。こうして景観計画に定められた良好な景観の形成に重要な道路を「景観重要道路」といい、この景観重要道路に関して、電線共同溝法の特例が規定されています。

坂上係員

そのとおりね。特例の内容は？

栗本係員

はい、電線共同溝を整備すべき道路として指定する要件に関して、「その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため」という要件が「景観計画に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」となり、また、電線を埋設しその地上の電線・電柱の撤去又は設置の制限が「特に必要であると認められる道路」という要件は、「必要であると認められる道路」となります（資料2参照）。つまり、景観重要道路に関しては、円滑な交通の確保という目的が不要となっています。

坂上係員

そのとおりね。道路上の電柱や電線は、良好な景観を阻害する大きな要因の一つで、電柱や電線の地中化を進めることは、良好な景観を形成するための重要な課題だから、景観重要道路に関しては、電線共同溝の整備について、景観の整備を目的の第一とするとともに円滑な交通の確保という目的を不要としているのよ。これによって、必ずしも交通量の多い幹線道路でなくても、景観の整備上の必要性が高い場合は、電線共同溝を整備すべき道路として指定することが可能となっているの。それから、景観法では他にも占用に関係する特例の規定があるのよ。

栗本係員

はい。さっき、電線共同溝法の特例を見つけたときに一緒に見つけました。占用許可基準に関する特例ですね。景観計画には、必要に応じて景観重要道路に関して良好な景観の形成に必要な占用許可基準を定めることになっていて、道路管理者は、景観重要道路における占用許可に関しては、占用が「政令で定める基準」だけでなく景観計画に定められた許可の基準にも適合する場合に限り、許可を与えることができます（資料3参照）。

坂上係員

そのとおりね。それからもう一つ、他には、許可条件に関する特例もあるわ。道路法第87条では許可等の条件について定めているけれど、景観重要道路に関する道路の占用許可にあたっては、「円滑な交通を確保する」ためだけではなく、「良好な景観を形成する」ためにも必要な条件を付すことができることになっているのよ（資料3参照）。これらは、良好な景観の形成の観点からは、道路の整備だけでなく、道路の占用についても景観に配慮したものとする必要があるから、景観重要道路については、道路管理者が占用許可を与えるにあたり、景観上の観点を加味して運用することとしているのね。

栗本係員

なるほど、景観法には、電線共同溝法の特例や、占用に関する道路法の特例が規定されているんですね。つまり、道路占用に関して規定しているのは、道路法令だけには限らないんですね。

渡邊課長

なにになに、景観法について勉強しているようだね。こういった電線共同溝法の特例や、占用に関する道路法の特例は、景観法以外でも規定されているよ。坂上さん、何があったかな。

坂上係員

はい、地域における歴史的風致維持及び向上に関する法律に規定があります。景観法と同様に電線共同溝法の特例が規定されていて、市町村が作成する「歴史的風致維持向上計画」において、電線を地下に埋設し、電線及び電柱の撤去又は設置の制限をすることが必要と認められる道路に関する事項が記載された場合には、電線共同溝を整備すべき道路として指定する要件について、当該道路に関しては、円滑な交通の確保という目的が不要となっています（資料4参照）。

渡邊課長

そのとおりだね。他に、道路法施行令や道路法施行規則以外で、占用許可に関する規定はなかったかな、栗本くん。

栗本係員

はい、今思い出しました。道路法施行令や道路法施行規則以外の占用の許可基準に関する規定として、移動円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令があります。この省令では、移動円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路のうち新設又は改築を行うものにおける占用許可基準が、道路法施行令や道路法施行規則における許可基準に加えて規定されています（資料5参照）。

渡邊課長

そのとおりだね。

栗本係員

ところで課長、今日は仕事始め、新年会をしませんか？場所は、去年の新年会と同じく駅前のお寿司屋さんで、費用負担も去年と同じくすべて課長で。

渡邊課長

ん？去年？あっ、あのときの寿司屋か。ダメダメ。去年の新年会は特例だよ、特例。栗本くんが来て初めての新年会だったしね。今年は寿司屋の隣のお好み焼き屋に行くぞ。

栗本係員

そんなあ。今日はそれを楽しみにしていたのに……。

資料1

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）

（電線共同溝を整備すべき道路の指定）

第三条 道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去又は設置の制限をすることが特に必要であると認められる道路又は道路の部分について、区間を定めて、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。

2～4（略）

資料 2

景観法（平成十六年法律第百十号）

（電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例）

第四十八条 景観計画に景観重要公共施設として定められた道路法による道路（以下「景観重要道路」という。）に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条の規定の適用については、同条第一項中「その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため」とあるのは「景観計画（景観法第八条第一項に規定する景観計画をいう。）に即し、その景観の整備と安全な交通の確保を図るため」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第二項中「市町村を除く。」とあるのは「市町村を除く。）、当該指定に係る道路の存する区域において景観行政団体（景観法第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。）である都道府県（当該指定に係る道路の道路管理者が都道府県である場合の当該都道府県及び次項の規定による要請をした都道府県を除く。）」と、同条第三項中「市町村」とあるのは「市町村又は景観行政団体である都道府県」とする。

資料 3

景観法（平成十六年法律第百十号）

（道路法の特例）

第四十九条 景観計画に第八条第二項第五号ハ（1）の許可の基準に関する事項が定められた景観重要道路についての道路法第三十三条、第三十六条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十三条及び第三十六条第二項中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び景観法第八条第一項に規定する景観計画に定められた同条第二項第五号ハ（1）の許可の基準」と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は良好な景観を形成する」とする。

資料 4

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）

（電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例）

第三十条 第五条第三項第五号に掲げる事項が記載された歴史的風致維持向上計画が同条第八項の認定を受けた場合には、同号に規定する道路又はその部分に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条の規定の適用については、同条第一項中「安全かつ円滑な」とあるのは「安全な」と、「図る」とあるのは「図るとともに、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画（以下単に「認定歴史的風致維持向上計画」という。）に記載された同法第五条第三項第五号に掲げる事項の内容に即し、地域における歴史的風致（同法第一条に規定する歴史的風致をいう。）の維持及び向上を図る」と、「特に必要である」とあるのは「必要である」と、同条第二項中「及び次項の規定による要請をした」とあるのは「、次項の規定による要請をした市町村及び当該道路又はその部分を認定歴史的風致維持向上計画に記載した」とする。

移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十七号）

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての同条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設（市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ず一時的に設けられる工事中板囲その他の工事中施設及び災害による復旧工事その他緊急を要する工事に伴い一時的に設けられる工作物、物件又は施設を除く。以下「工作物等」という。）に関する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第四項の移動等円滑化のために必要な基準は、次のとおりとする。

- 一 工作物等を歩道又は自転車歩行者道上に設ける場合においては、歩行者又は自転車が通行することができる部分の幅員が移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号。以下「道路移動等円滑化基準」という。）第四条の規定により定められた有効幅員（同令附則第三項の規定により有効幅員を縮小した場合にあっては、当該縮小した有効幅員）以上となる場所であること。
- 二 工作物等を道路移動等円滑化基準附則第二項の規定により車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けた道路の区間に設ける場合においては、歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行を著しく妨げない場所であること。